



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行：はっとり社会保険労務士事務所

〒635-0015 大和高田市幸町 3-3-211

TEL/FAX(0745)61-4284 Email:h-chan@leto.eonet.ne.jp

5

2026

適用済み
の改正

令和8年4月からの健康保険の被扶養者の認定 年間収入の取扱いの変更を再確認

被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」といいます）の年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定されていましたが、令和8年4月からは、「労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入」により判定することとされました（他の収入がある場合を除きます）。その留意点を、今一度確認しておきましょう。

……………変更後の年間収入の取扱いの基本的な留意点……………

- ☑ 労働契約段階で見込まれる収入を用いて被扶養者の認定を行うため、労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等（臨時収入）は、被扶養者の認定における年間収入に含まれないこととなります。
- ☑ 保険者が労働契約の内容によって被扶養者の認定を行う場合は、労働基準法第15条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」等の労働契約の内容が分かる書類の添付及び当該認定対象者に「給与収入のみである」旨の申立てを求めることにより確認することとされています。
なお、この申立ては、被扶養者（異動）届の「扶養に関する申立書」欄に認定対象者本人が記載する方法や、被扶養者（異動）届の添付書類として認定対象者本人が作成した「給与収入のみである」旨の申立書を添付する方法などにより行うこととされています。
- ☑ 労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合（以下「条件変更」といいます）には、保険者は、当該内容に基づき被扶養者に係る確認を実施することとし、条件変更の都度、当該内容が分かる書面等の提出を求めるとされています。
- ☑ 給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある場合における当該給与収入を含む年間収入の取扱いについては、これまでどおりの取扱いとなります。
- ☑ 金額の基準（年間収入が「原則として130万円未満（一定の場合は180万円未満又は150万円未満）」であることなど）に変更はありません。

★実務においては、認定対象者が複数の事業所で勤務している場合はどうすればよいかなど、迷うことがでてくると思われます。そのようなときは、気軽にお声掛けください。

適用待ち・
適用済みの改正

令和8年度税制改正「所得税法等の一部を改正する法律」などが成立

令和8年3月末日、令和8年度税制改正の大綱の内容を盛り込んだ「所得税法等の一部を改正する法律」が成立し、関係政令などとあわせて公布されました。どのような改正が行われるのか？ 給与等からの所得税の源泉徴収事務（年末調整・月次の源泉徴収）に関連するものを確認しておきましょう。

……………令和8年度税制改正 給与等からの所得税の源泉徴収事務に関連するものは？……………

- 「所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号）」による改正
物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除の額等を引き上げるほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げる。
(令和8年12月1日または令和9年1月1日施行)
……昨年（令和7年分）の年末調整の際に引き上げられた基礎控除額や給与所得控除額などが、今年（令和8年分）の年末調整の際にさらに引き上げられます。

次ページへ続く

- 「所得税法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第93号）」による改正
通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者（従業員）に支給する通勤手当の非課税限度額について、次のような改正を行う。
 - ・通勤距離が片道 65km 以上の人の非課税限度額を引き上げる。
 - ・一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする人の1か月当たりの非課税限度額については、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1か月当たりのその駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）を加算した金額とする。
(令和8年4月1日施行)
- 「所得税基本通達の制定について(法令解釈通達)」の改正
使用者（会社）からの食事の支給により受ける経済的利益について所得税が非課税とされる当該食事の支給に係る使用者（会社）の負担額の上限を、「月額 3,500 円」から「月額 7,500 円」に引き上げる。
(令和8年4月1日適用)



★今年（令和8年分）の年末調整に影響する基礎控除額や給与所得控除額などの見直しについては、今後、機をみて、連載してお伝えします。

小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアルの周知用リーフレットなどを公表

令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法による「労働者数 50 人未満の事業場におけるストレスチェックの実施の義務化（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）」を踏まえ、令和8年2月に「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」が作成されましたが、この度、厚生労働省から、そのマニュアルの周知用リーフレットと概要版（スタートガイド）が公表されました。

.....「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」の周知用リーフレット.....

労働者数50人未満の事業者の皆さまへ

ストレスチェック が義務になります！

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。（労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされていました。）

今般、2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）

ストレスは見えませんが、チェックしましょう。

「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」は、50 人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したものです。

現在、ストレスチェックを導入していない場合は、いずれ義務化されることなので、なるべく早く導入することを考えたほうがよいでしょう。

導入の際に役立つように作成されたのが、このマニュアルです。

まずは、「周知用リーフレット」で全体像を確認し、「概要版（スタートガイド）」をご覧ください。



5/11	● 4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
5/15	● 障害者雇用納付金の申告と納付期限 ● 障害者雇用調整金の申請期限
6/1	● 4月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 3月決算法人の確定申告と納税・9月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 自動車税（都道府県の指定日まで）・軽自動車税の納付（市町村の指定日まで）



◆あとかぎ◆ 令和8年度の雇用保険の保険料率について、令和7年度から 1,000 分の 1（0.1%）の引き下げとなることはお伝えしましたが、4月以降賃金から控除する雇用保険料を今一度確認を！
いわゆる一般の事業：1,000 分の 13.5 被保険者負担分（1,000 分の 5）事業主負担分（1,000 分の 8.5）